

事務連絡
令和3年1月7日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長
消防庁予防課長
(公印省略)

緊急事態宣言下における繁華街での見回り活動等の実施について

標記について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各都道府県に対し、「緊急事態宣言下における繁華街での見回り活動等の実施について」（令和3年1月7日付け事務連絡）が発出され、営業時間短縮要請等の徹底のため、都道府県及び市町村のコロナ対策本部が連携を図るとともに、各コロナ対策本部の下、知事部局及び市区町村部局（保健衛生部局及び商工部局等）、警察、消防その他の関連部局が一体となって、徹底した見回り活動を実施することが要請されました。

その実施に当たっては、各都道府県が早期に関係機関に対して見回り活動への協力要請を行い、重点的に取り組む地域を示すなどして具体的な取組方策を推進することとされています。

繁華街での見回り活動等の実施については、「営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について」（令和2年12月18日付け事務連絡）によってお願いしているところですが、管内警戒パトロールや火災予防普及啓発活動をはじめ様々な機会を捉え、当該取組の一層の推進につき、特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

事務連絡
令和3年1月7日

各都道府県（感染症担当部局、危機管理部局） 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

緊急事態宣言下における繁華街での見回り活動等の実施について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

全国の感染状況については、全国の新規感染者数は、東京を中心とした首都圏での増加に伴い、増加傾向が続き、過去最多の水準となっているところです。このような感染状況等を踏まえ、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、それに伴い変更された基本的対処方針においては、「特定都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。）の要請を行うものとする」とし、また、「飲食店以外の他の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設（学校、保育所をはじめ別途通知する施設を除く。）についても、同様の働きかけを行うものとする」とされています。さらに、「要請にあたっては、関係機関とも連携し、営業時間短縮を徹底するための対策強化を行う」とこととされているところです。

これまで令和2年12月18日付「営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について」に基づき、昨年末から市町村と協力し、警察や消防をはじめとした関係機関と緊密に連携するなどして、事業者に対しては自粛要請に応じるよう、また、利用客等に対しては、大人数・長時間の飲酒等を避けるよう、街中の見回りや声かけなどの取組を推進していただいているところと存じます。関係機関と早期に緊密に連携を取り、きめ細かく見回りや呼びかけを実施していた団体においては、各事業者が要請に応じる割合が高く、新規感染者数も減少に転じている団体もあるところです。

営業時間短縮要請等の徹底のため、都道府県及び市町村のコロナ対策本部が連携を図るとともに、各コロナ対策本部の下、知事部局及び市区町村部局（保健衛生部局及び商工部局等）、警察、消防その他の関連部局が一体となって、徹底した見回り活動を実施していただきますようお願いいたします。また、そのためにも早期に関係機関に対して見回り活動への協力要請を行い、重点的に取り組む地域を示すなどして具体的な取組方策を推進するようお願いいたします。

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 高橋・松浦・廣瀬・鈴木・矢部

直通 03(6257)3086

事務連絡
令和3年1月7日

各都道府県知事 殿
(総務部扱い)

総務省地域力創造審議官

新型コロナウイルス感染症
総務省対策本部
地域連携・調整チーム主査

緊急事態宣言下における繁華街等での見回り活動等の実施について

各都道府県知事におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

本日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各都道府県に対して発出された「緊急事態宣言下における繁華街等での見回り活動等の実施について」(令和3年1月7日付け事務連絡)において、「営業時間短縮要請等の徹底のため、都道府県及び市町村のコロナ対策本部が連携を図るとともに、各コロナ対策本部の下、知事部局及び市区町村部局(保健衛生部局及び商工部局等)、警察、消防その他の関連部局が一体となって、徹底した見回り活動を実施していただきますようお願いいたします。また、そのためにも早期に関係機関に対して見回り活動への協力要請を行い、重点的に取り組む地域を示すなどして具体的な取組方を推進するようお願いいたします。」とされています。

当該事務連絡の内容を踏まえ、営業時間短縮要請等の徹底のため、見回り活動に関して警察・消防への協力要請を行うとともに、関連部局が一体となって、徹底した見回り活動を実施していただきますようお願いいたします。

事務担当

自治行政局 地域政策課

清水課長補佐、菊池係長

直通 03-5253-5523

FAX 03-5253-5530

Mail h2.shimizu@soumu.go.jp

k2.kikuchi@soumu.go.jp